

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第四号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号中「第三百三十三号」を「第二百二十八号」に改める。

別表危機管理防災部の項第四十号中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

別表保健医療部の項第九十号を次のように改める。

九十 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録申請手数料	イ 毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業に係る登録 二万八千四百円 ロ 毒物劇物販売業に係る登録 一万五千四百円
---	----------------------------------	---

別表保健医療部の項中第九十一号及び第九十二号を削り、第九十三号を次のように改める。

九十一 毒物及び劇物取締法第四条第三項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の更新	毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録更新	イ 毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業に係る登録の更新 一万六百元 ロ 毒物劇物販売業に係る登録の更新 六千八百円
---	-------------------------------	---

の申請に対する	新申請手
審査	数料

別表保健医療部の項第九十四号及び第九十五号を削り、同項第九十六号中「毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第一項第三号」を「毒物及び劇物取締法第九条第二項において準用する同法第四条第二項」に改め、「（製剤製造業者等に係る申請に限る。）」を削り、「製剤製造業者等に係る毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録変更申請手数料」を「毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録変更申請手数料」に改め、同号を同項第九十二号とし、同項第九十七号を削り、第九十八号を第九十三号とし、同項第九十九号中「毒物及び劇物取締法施行令」の下に「（昭和三十年政令第二百六十一号）」を加え、「の販売業」を「の製造業、輸入業又は販売業」に、「毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料」を「毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録票書換え交付手数料」に改め、同号を同項第九十四号とし、同項第百号中「の販売業」を「の製造業、輸入業又は販売業」に、「毒物劇物販売業登録票再交付手数料」を「毒物劇物製造業、毒物劇物輸入業又は毒物劇物販売業の登録票再交付手数料」に改め、同号を同項第九十五号とし、同項中第百一号を第九十六号とし、第百二号から第百三十二号までを五号ずつ繰り上げ、同項第百三十三号中「六千三百円」を「六千四百円」に改め、同号を同項第百二十八号とし、同項中第百三十四号を第百二十九号とし、第百三十五号から第百八十七号までを五号ずつ繰り上げる。

別表農林部の項第三十三号中「豚コレラ」を「豚熱」に改める。

別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イ(3)中「合計」の下に「（知事が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(ロ)から(六)まで及び第百十五号イ(3)において同じ。）」を加え、同欄ロ(3)中「共同住宅」の下に「（知事が別に定めるものを除く。第百十五号ロ(3)において同じ。）」を加え、同項第百十七号金額の欄ロ中「場合」の下に「（イ(2)に掲げる場合を除く。）」を加え、同欄ロを同欄ハとし、同欄イ中「場合」の下に「（イ(1)に掲げる場合を除く。）」を加え、「（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第百二十三号において同じ。）」を削り、同欄イを同欄ロとし、同欄イとして次のように加える。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第三十条第一項の認定

又は同法第三十一条第一項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第十三条第二項の規定による場合

(一) 床面積の合計（知事が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この号及び第二百二十三号において同じ。）が三百平方メートル未満のもの 一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万九千円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十八万八千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十三万五千円

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項の規定による場合

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七万四千五百円

(五) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 九万四千円

(六) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一万七千五百円

別表都市整備部の項第百十八号金額の欄イ(2)中「合計」の下に「（知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)まで及びロ(2)、第百二十号イ(2)及びロ(2)並びに第百二十二号イ(2)及びロ(2)において同じ。）」を



取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者の」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同項第百二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料」に改め、同項第百三号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者の」を「覚醒剤製造業者指定申請經由手数料」を「覚醒剤製造業者指定申請經由手数料」に改め、同項第百四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料輸入業者の」を「覚醒剤原料輸入業者指定申請經由手数料」に改め、同項第百五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤原料輸入業者指定申請經由手数料」に改め、同項第百六号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤原料製造業者の」に、「覚せい剤原料製造業者の」を「覚醒剤原料製造業者指定申請經由手数料」に改め、同項第百七号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料製造業者」を「基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表農林部の項の改正規定は公布の日から、第二条の規定はこの条例の施行の日又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

2 第二条の規定の施行の日がこの条例の施行の日と同日となるときは、第一条（埼玉県手数料条例別表農林部の項の改正規定を除く。以下同じ。）及び第二条の規定

定により改正される埼玉県手数料条例の規定は、第一条の規定によつてまず改正され、次いで第二条の規定によつて改正されるものとする。